

加古川市ゼロカーボンパートナーシップ実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市ゼロカーボンパートナーシップ（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、脱炭素社会の実現に資する取組を実施する者と協定を締結し、共にその取組を推進することで、加古川市域における温室効果ガス排出量を削減し、ゼロカーボンシティを目指すことを目的とする。

(取組事項)

第3条 加古川市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 加古川市ゼロカーボンパートナー（以下「パートナー」という。）に加古川市ゼロカーボンパートナー証及び加古川市ゼロカーボンロゴを提供する。
- (2) パートナーによる設備の省エネルギーに資する診断や省エネルギー改修等に対して支援や情報提供を行う。
- (3) パートナーの取組について、市のホームページ等で紹介する。
- (4) 必要に応じて脱炭素化の推進に資する意見交換の場を設ける。

2 パートナーは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) パートナーが所有又は運営する施設や設備等の脱炭素化に向けた取組を推進する。
- (2) 自らの取組だけでなく、市域の脱炭素化に向けた取組に協力する。
- (3) 前条の目的達成に向けて実施する取組を様々な手法で情報発信する。
- (4) 災害時に、パートナーが所有又は運営するゼロカーボンに資する設備等を活用し、可能な範囲内において市に協力するように努める。

3 前2項に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項は、市及びパートナーが協議の上、実施するものとする。

(申出)

第4条 市内に工場や店舗、事業所、その他の施設を所有又は運営する法人又は個人（以下「事業者」という。）は、加古川市ゼロカーボンパートナーシップ協定（以下「協定」という。）の締結を希望するときは、加古川市ゼロカーボンパートナーシップ申出書（様式第1号）に誓約書及び加古川市市税確認承諾書を添えて市に提出するものとする。

(協定)

第5条 市は、事業者から前条に規定する申出があったときは、次の各号のすべてに適合する場合、協定を締結することができる。

- (1) 暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有している者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。）でないこと。
- (2) 特定の政治・思想・宗教等の啓発を本事業参加の目的としていないこと。

(3) 前条に規定する申出があった時点において、市税を滞納していないこと。

(4) 法令違反その他パートナーになるのにふさわしくない事実がないこと。

(報告)

第6条 パートナーは、市が取組の状況について報告を求めた場合、加古川市ゼロカーボンパートナーシップ取組状況報告書（様式第2号）を市に提出するものとする。

(申出情報の変更)

第7条 パートナーは、協定締結後、第4条に規定する申出情報に変更が生じた場合は、速やかに市に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 協定は、締結の日から令和13年3月31日まで効力を有するものとする。

(協定の解約)

第9条 市又はパートナーが協定の解約を希望する場合は、30日以上前に当該協定を締結した相手に申し出なければならない。

(協定の解除)

第10条 市は、パートナーが協定の要件を満たさない場合その他パートナーとしてふさわしくないと市が判断した場合は、協定を解除することができる。

(所管)

第11条 本事業に関する事務は、加古川市環境部環境政策課が所管する。

(その他)

第12条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。